

奈良県告示第四百三十六号

平成二十三年九月奈良県告示第二百七十七号（県税に係る申告、納付等に関する期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる市町村の区域（五條市にあつては同市大塔町の区域に、吉野郡野迫川村にあつては同村大字北股の区域に限る。）に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年九月二日から平成二十四年一月三十日までの間に到来するものについては、同月三十一日とする。

平成二十三年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

五條市

吉野郡野迫川村

吉野郡十津川村